

掲載期間 2026年8月31日 ～ 2026年9月末まで

公募型企画競争(労働者派遣)

次のとおり公募型企画競争(労働者派遣)に付します。

2026年8月31日
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
調達部長 辻 宏司
(住所)東京都調布市深大寺東町7-44-1

1 調達内容

(1) 調達件名	(派遣)2026～2029年度 種子島宇宙センター 契約業務事務支援(そのイ)
(2) 調達概要	種子島宇宙センターの契約に係る業務の事務支援を実施するもの
(3) 調達の特質等	調達仕様書(JX-PSPC-590529)のとおりに
(4) 派遣希望期間	2026年10月1日 ～ 2029年9月30日 ただし当初契約は現時点での本事業所単位の抵触日の前日までとし、抵触日以降については抵触日を延長した後に契約を自動更新する。 事業所単位の派遣受入期間制限抵触日 2027年4月1日(木)
(5) 履行場所	詳細は、調達仕様書(JX-PSPC-590529)のとおりに

2 競争参加資格

(1) 競争参加資格	・国の競争参加資格(全省庁統一資格)において、令和7年度に資格種類「役務の提供等」のA～D等級に格付されている者であること。 ・「JAXA労働者派遣契約標準約款」に従い、「労働者派遣個別契約」を当機構と締結できる者であること。 ・労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
(2) 競争に参加できない者	競争に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者、資格審査申請書およびその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者、警察当局から暴力団員等が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずる者として建設工事および測量等ならびに物品の販売および役務の提供等の調達契約からの排除要請の対象となり状態が継続している者等。

3 技術提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 提案要請書の交付方法	下記のアドレスへメールにて依頼を行うこと。 TN_KEIYAKUBU@ml.jaxa.jp ※ 2026年8月31日から2026年9月14日までの土・日曜日、および祝祭日を除く、毎日9時30分から17時の間、最終日については16時00分まで交付する。
----------------	---

【交付依頼についてのお願い】

- ・件名は、「(本文書右上番号) 調達件名」としてください。
- ・本文に、社名、担当者名、電話番号、メールアドレス、書類発送先住所を明記してください。

(2) 説明会の日時および場所

本件については、実施しない。

(3) 提案書提出の締切および方法

2026年9月15日(火) 12時00分までに、提案書、国の競争参加資格(全省庁統一資格)通知書の写し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等を証する書類の写し、を各1部ずつ、項目3(4)の連絡先へ提出すること。電子メール、郵送(書留郵便に限る。)による提出も同様とする。

(4) 問合せ連絡先

〒891-3793
鹿児島県熊毛郡南種子町大字茎永字麻津
種子島宇宙センター
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
調達部研究・事業調達室 原田 克己
TEL: 070-3117-4492
Email: TN_KEIYAKUBU@ml.jaxa.jp

(5) 契約相手方の選定予定日

2026年9月17日(木)
※選定結果については、JAXA公開webにて公示する。
<http://stage.tksc.jaxa.jp/compe/koukai/koukoku.html>

4 その他

(1) 手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 提案者に要求される事項

選定日の前日までの間において、調達部長および調達部長から指名された者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 選定の無効について

本公告に示した競争参加資格の無い者による提案、提出資料等に虚偽の記載をした者による提案、及び提案要請書に記載する本提案に関する条件に違反した提案は無効とする。

(4) 契約書の要否

要

(5) 契約相手方の選定方法

当機構が提案内容等を総合的に審査し、当機構に最も有利な提案を行った者を契約相手方として選定する。

(6) 消費税法の一部を改正する等の法律への対応

本調達の履行期間中に消費税等が引上げられた場合には、その時の法律の定めにより、適切な措置を講ずるものとする。

(7) その他

詳細は提案要請書および項目3(4)への問合せにて確認すること。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など提出書類について、認定の取消などによって異なる状況となった場合には、速やかに甲に届け出ること。

また、派遣開始時においては、労働者派遣法の個人単位の期間制限に抵触していない者とともに、派遣期間中を通じて、労働者派遣法の個人単位の期間制限に関する違反状態にならないように十分に留意対応すること。

※事業所単位の抵触日: 2027年4月1日

※ 個人情報の取扱いについて

ご提出いただく資料に個人情報が含まれる場合、当該個人情報については適切に管理するとともに、本件の目的以外には使用しません。